

第七十六回国 参議院法務委員会會議録第六号

平成二十二年十一月十六日(火曜日)

午後二時三十分開会

委員の異動

十一月十五日

有田 芳生君

江田 五月君

田城 郁君

十一月十六日

小見山幸治君

小見山幸治君

小見山幸治君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

浜田 昌良君

中村 哲治君

前川 清成君

森 まさこ君

桜内 文城君

小川 敏夫君

今野 東君

田城 郁君

難波 奨二君

平山 誠君

柳田 稔君

金子原二郎君

丸山 和也君

木庭健太郎君

井上 哲士君

長谷川大紋君

柳田 稔君

柳田 稔君

柳田 稔君

法務大臣

柳田 稔君

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

田村 公伸君

小川 敏夫君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

所が管轄権を有するかに付いての明文の規定は存在しません。そこで、この基準を明確にし、当事者の予測可能性及び法的安定性を担保する必要があり。

この法律案は、契約上の債務に関する訴えや不法行為に関する訴えなど、具体的な訴えの類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるものであり、国際的な民事紛争の適正かつ迅速な解決に寄与するものと考えております。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、この法律案は、民事訴訟法の一部を改正して、財産権上の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めることとしております。

具体的には、まず、被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合には、日本の裁判所が管轄権を有するものとしております。

次に、契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定めることとしております。

また、消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮して、日本の裁判所に訴えを提起することができる場合についての特別を設けることとしております。

さらに、管轄権に関する合意の効力及び方式について定めることとしております。

そのほか、日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下することができるもの規定を設けることとしております。

第二に、民事保全法の一部を改正して、保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

以上です。

○委員長(浜田昌良君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、司法修習生の給費制の存続に関する請願(第二一四号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二三七号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第二三八号)

一、性的搾取を許さない、女性の人権確立を目指す法制定に関する請願(第二五九号)

一、司法修習生の給費制の復活に関する請願(第二五九号)

一、日本版U・V・I・S・I・T法の廃止に関する請願(第二五六号)

一、性的搾取を許さない、女性の人権確立を目指す法制定に関する請願(第二五八号)

一、司法修習生の給費制の復活に関する請願(第二五九号)

第二二四号 平成二十二年十月二十九日受理

司法修習生の給費制の存続に関する請願

請願者 宮城県加美郡加美町字北町二ノ三

四ノ一 齋藤真由美 外十三万

五百五十八名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三七号 平成二十二年十一月一日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ノルトライン

ウエストファーレン州ネットフェン

市ヴァイデ通り五 田中圭子 外

百三十二名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二三八号 平成二十二年十一月一日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ノルトライン

ウエストファーレン州ネットフェン

市ヴァイデ通り五 田中圭子 外

百六名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二五四号 平成二十二年十一月二日受理

性的搾取を許さない、女性の人権確立を目指す法

制定に関する請願

請願者 香川県綾歌郡綾川町滝宮一三二ノ

一二八 長澤和恵 外八十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二五五号 平成二十二年十一月二日受理

司法修習生の給費制の復活に関する請願

請願者 さいたま市北区東大成町一ノ五七

三 浅川ゆき江 外八万四千四百十

七名

紹介議員 荒木 清寛君

二〇〇四年二月、司法修習生への給費制を廃止して、国が司法修習生に修習資金を貸与する制度(貸与制)に切り替える改正裁判所法が成立した。同改正に際しては、衆参両院で附帯決議がなされ、「統一・公平・平等」という司法修習の理念が損なわれないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」が明記されているが、同改正法自体に手が加えられることはなく施行された。日弁連が行った二〇〇九年一月のアンケート結果によると、司法修習生の一、五二八名のうち、奨学金などの債務を負担する者が半数以上あり、平均負担額は約三二八万円で最高負担額は一、二〇〇万円である。また、法科大学院入学のための適性試験志願者数は減少し、社会人入学者の割合も減少している。このような状況下で給費制が廃止され、法律家を目指す人が更に減少し、附帯決議が指摘した弊害「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が生じる可能性が大きい。医師については二〇〇四年以降国家試験に合格した医師には二年間の臨床研修及び研修専念義務が課される一方、研修医が研修に専念できるよう、相応の予算措置がなされている。期待される役割の公共性・公益性において医師と法律家には共通点が多く、法律家は市民の「権利の守り手」とも言うべき役割を果たしている。法律家になるために修習専念義務を負う司法修習生についても医師と同様に、給費制を復活させるべきである。

ついては、有為で多様な人材を法律家として社会に送り出すため、次の事項について実現を図られたい。

一、司法修習生の修習費用の給費制を復活させるため、裁判所法を改正すること。

第二五六号 平成二十二年十一月二日受理

日本版U・V・i・s・i・t法の廃止に関する請願

請願者 埼玉県志木市館二ノ四ノ七ノ一〇

六 田代純子 外四百七十五名

紹介議員 福島みずほ君

政府が二〇〇七年に導入した、日本への入国審査において指紋・顔写真などの生体情報を強制的に採取するシステムは、外国人のみが対象とされている。採取された生体情報の流用目的として、犯罪捜査が挙げられているが、外国人のみをテロリストあるいは犯罪者予備軍として扱うものであり、このような差別的扱いは、日本社会に外国人嫌悪の風潮を強化するおそれ大きく、外国籍の人にもとより外国籍の家族を持つ日本人に、不利益や重大な困難をもたらしかねない。政府は、入国審査時に採取した生体情報を、長期にわたって保管し、様々な目的に流用することを予定しているが、生体情報流出によるプライバシー侵害等のおそれは極めて大きい。しかも、流出した場合に生じる損害は、生体情報が生涯不変であるがゆえに、甚大なものとなる。家族の中に国籍による分断をもたらす点も重大であり、入国審査で、家族が犯罪者予備軍、テロリスト予備軍として生体情報を採取されることは、子供たちに、家族のそして自らのルーツに対する否定的な感情を植え付けてしまう。また、子供自身も一六歳以上になれば生体情報を採取される側となり、入国審査のたびに否定的な感情を増幅させることになりかねない。このようなシステムは、非人道的であり、多様性の尊重と寛容の精神、人権尊重と人道的施策が求められている、国際社会の趨勢に背を向ける行為と言え、国際的なネットワークを損ね、日本の国益も損なうものとなる。そもそも、政府はテロリストの入国阻止を目的として掲げているが、テロリストのリスト内容の恣意性について疑念があるほか、ブラックリストに挙げられていない人物がテロ目的で入国を試みる場合、阻止することは不可能である。先に導入したアメリカでの実効性への疑問が呈されている上、システムの不

具合による空港の機能停止事故など、様々な問題が生じている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、日本への入国審査において指紋・顔写真などの生体情報を強制的に採取するシステムの廃止を行うこと。

二、このシステムによって既に採取されたすべての生体情報の完全なる破棄を行うこと。

第二五八号 平成二十二年十一月四日受理

性的搾取を許さない、女性の人権確立を目指す法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ八ノ七ノ

六〇三 沢田儀雄 外二十九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二五九号 平成二十二年十一月四日受理

司法修習生の給費制の復活に関する請願

請願者 和歌山市美園町三ノ九 藤本紀久

枝 外十万千七百七十二名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

(民事訴訟法の一部改正)

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 管轄(第四条―第二十二條)

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十三條―第二十七條)

第三節 裁判所職員

の除斥及び忌避(第二十三條―第二十七條)

に改める。

「第一節 日本の裁判  
管轄(第四  
第二節 裁判所職員

第一編第二章第二節を第三節とする。

第五條第十五号中「相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。」を削る。

第十條の次に次の一條を加える。

(管轄裁判所の特例)

第十條の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十一條第三項中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

第一編第二章第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 日本の裁判所の管轄権  
(被告の住所等による管轄権)

第三條の二 裁判所は、人に対する訴えについて

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

手形又は小切手の支払地が日本国内にあるとき。

三 財産権上の訴え

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴え  
でその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え又は社員としての資格に基づくもの

ロ 社団又は財団からの役員又は役員であつた者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの

ニ 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であつた者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの

八 不法行為に関する訴え

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え

請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき(その財産の価額が著しく低いときを除く)。

当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。

船舶が日本国内にあるとき。

社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

十 海難救助に関する訴え

十一 不動産に関する訴え

十二 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え

十三 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

(消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄)

第三条の四 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下同じ。))と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。))との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地(その地が定まっていな場合にあつては、労働者を雇い入れた事業所の所在地)が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

不動産が日本国内にあるとき。

相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)

において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。(管轄権に関する合意)

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができなるときは、これを援用することができない。

5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者

者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であつて、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

(応訴による管轄)

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないて本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。(特別の事情による訴えの却下)

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。(管轄権が専属する場合の適用除外)

第三条の十 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えに

ついて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に  
関する定めがある場合には、適用しない。  
(職権証拠調べ)

第三条の十一 裁判所は、日本の裁判所の管轄  
権に関する事項について、職権で証拠調べを  
することができる。  
(管轄権の標準時)

第三条の十二 日本の裁判所の管轄権は、訴え  
の提起の時を標準として定める。  
第百四十五条中第三項を第四項とし、第二項  
の次に次の一項を加える。

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定  
により第一項の確認の請求について管轄権を  
有しないときは、当事者は、同項の確認の判  
決を求めることができない。  
第百四十六条中第三項を第四項とし、第二項  
の次に次の一項を加える。

3 日本の裁判所が反訴の目的である請求につ  
いて管轄権を有しない場合には、被告は、本  
訴の目的である請求又は防御の方法と密接に  
関連する請求を目的とする場合に限り、第一  
項の規定による反訴を提起することができる。  
ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に  
関する規定により反訴の目的である請求につ  
いて管轄権を有しないときは、この限りでな  
い。

第百四十七条中「第百四十五条第三項」を「第  
百四十五条第四項」に改める。  
第三百二十二条第二項第二号の次に次の一号を  
加える。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関す  
る規定に違反したこと。  
(民事保全法の一部改正)

第二条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)  
の一部を次のように改正する。

目次中「一第十一條」を「第十條」に、「第  
十二條」を「第十一條」に改める。  
第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條 削除

第十一条 保全命令の申立ては、日本の裁判所  
に本案の訴えを提起することができるとき、  
又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物  
が日本国内にあるときに限り、することがで  
きる。

第二章第二節の節名、同節第一款の款名及び  
第十二条の見出しを削り、第十一条の前に次の  
節名、款名及び見出しを付する。  
第二節 保全命令  
第一款 通則

(保全命令事件の管轄)  
附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事訴訟法  
の規定(第三条の七を除く)は、この法律の施  
行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の  
管轄権及び管轄に關しては、適用しない。

2 第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三  
条の七の規定は、この法律の施行前にした特定  
の国の裁判所に訴えを提起することができる旨  
の合意については、適用しない。

3 第二条の規定による改正後の民事保全法第十  
一条の規定は、この法律の施行前にした申立て  
に係る保全命令事件については、適用しない。  
(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改  
正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭  
和二十六年法律第九十八号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第百八十五条中「平成八年法律第九十九号」の  
下に「第三条の三第七号ハ及び」を加え、「同  
号ハ」を「これらの規定」に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための  
刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改  
正)

第四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた  
めの刑事手続に付随する措置に関する法律(平  
成十二年法律第七十五号)の一部を次のように  
改正する。

第三十四条中「第一編第二章第二節」を「第  
一編第二章第三節」に改める。  
(人事訴訟法の一部改正)

第五条 人事訴訟法(平成十五年法律第九十九号)  
の一部を次のように改正する。  
第二十九条を同条第二項とし、同条に第一項  
として次の一項を加える。

人事に関する訴えについては、民事訴訟法  
第一編第二章第一節、第百四十五条第三項及  
び第百四十六条第三項の規定は、適用しない。  
第三十条の見出しを「民事保全法の適用関係  
等」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条  
第一項中「平成元年法律第九十一号」を削り、  
同項を同条第二項とし、同条に第一項として次  
の一項を加える。

人事訴訟を本案とする保全命令事件につい  
ては、民事保全法(平成元年法律第九十一号)  
第十一条の規定は、適用しない。

(労働審判法の一部改正)  
第六条 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)  
の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に後段として次のように加  
える。  
この場合において、当該請求について民事  
訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本  
の裁判所が管轄権を有しないときは、提起が  
あったものとみなされた訴えを却下するもの  
とする。

第二十二條第二項中「事件」の下に「(同項後  
段の規定により却下するものとされる訴えに係  
るものを除く。)」を加える。





平成二十二年十一月二十四日印刷

平成二十二年十一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P